

第4次図書館情報システム設計開発業務委託
落札者決定基準

令和3年10月

横浜市教育委員会事務局 中央図書館企画運営課

目次

第1 落札者決定基準の位置づけ

第2 総則

第3 総合評価

1 基本的な考え方

- (1) 技術点
- (2) 価格点
- (3) 総合評価の方法及び落札者の決定方法
- (4) 有効数字
- (5) 入札参加者の入札額が予定価格の110分の100を上回った場合の対応
- (6) 総合評価点数の最も高い者が2人以上あるときの対応
- (7) 欠格事由

2 技術点について

- (1) 配分の考え方
- (2) 各評価項目の評価点
- (3) 各評価項目の重み
- (4) 評価項目点
- (5) 技術点の算出

3 価格点について

- (1) 価格点の算出
- (2) 対象費用について

添付資料 提案評価表

第1 落札者決定基準の位置づけ

本落札者決定基準は、横浜市（以下「本市」という。）が「第4次図書館情報システム設計開発業務委託」（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、落札者を決定する方法及び基準を示すものである。

第2 総則

本事業を実施する事業者には本事業の設計、導入、監理、維持管理及び運営に関する技術やノウハウが求められるため、総合評価一般競争入札方式を採用し、入札価格のほか、設計、導入、監理、維持管理、運営及び事業計画等に関する提案内容を総合的に評価する。

落札者決定の手順としては、第4次図書館情報システム設計開発業務委託に係る評価委員会（以下「評価委員会」という。）において総合評価を実施し、教育委員会事務局入札参加資格審査・指名業者選定委員会要綱に定める第一入札参加資格審査・指名業者選定委員会（以下「業者選定委員会」という。）において落札者の決定を行う。

第3 総合評価

1 基本的な考え方

落札者の決定にあたっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、提案内容及びヒアリングの評価である「技術点」に入札価格の評価である「価格点」を加算する総合評価一般競争入札方式を採用し、「総合評価点数」の最も高い入札者を落札者とする。

(1) 技術点

「提案評価表」（添付資料）の各項目及びヒアリングに基づき提案内容を評価し、「技術点」を与える。技術点の満点は625点とする。

(2) 価格点

別添の入札書様式に従い、入札書には、入札価格を記載すること。入札価格については、後に示す計算式に基づき、「価格点」を与える。価格点の満点は210点とする。

(3) 総合評価の方法及び落札者の決定方法

(1)及び(2)で評価した「技術点」及び「価格点」の合計点数（＝総合評価点数）が最も高い者を落札者とする。

総合評価点数の満点は835点（技術点625点＋価格点210点）とする。

(4) 有効数字

「技術点」及び「価格点」の算出にあたっては、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。

(5) 入札者の入札額が予定価格の110分の100を上回った場合の対応

入札者の入札価格が予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く）を上回った場合には、当該入札者を落札者とししない。

(6) 総合評価点数の最も高い者が2人以上あるときの対応

当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者がいるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない本市職員にくじを引かせるものとする。

(7) 欠格事由

以下の条件に該当する場合は、「欠格」とする。この場合、当該入札者の技術点及び価格点を評価せず、落札者とししない。

ア 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。

イ 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

ウ 委託契約約款の内容及び設計図書の要件（スケジュール、仕様等）を満たしていないもの。

エ 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。

カ 虚偽または法令に違反する内容が記載されているもの。

キ 仕様等に示す本市の要求に応じた提案がなされていないもの。

ク 本総合評価一般競争入札の公告を行った日から落札者決定の日までの間に、本総合評価一般競争入札に関してヒアリングなど選定手続きに定められている事項以外で業者選定委員会及び評価委員会の委員又は本件入札手続に係る学識経験者と、本事業に関する情報の収集又は提供をする目的をもって接触した者。

ケ 提案内容説明会（プレゼンテーション及びヒアリング）に出席しなかった者。

コ 入札日までの間に、本総合評価一般競争入札の入札参加資格を失った者

2 技術点について

技術点は、「提案評価表」（添付資料）に基づき、評価委員会が総合評価のための提案書類及びヒアリングの内容を審査し、次により算出する。

また、評価項目は、「必須項目」と「任意項目」に分けられる。必須項目は、業務を遂行するために最低限必要と考えられる評価項目である。

(1) 配分の考え方

提案評価表の各評価項目に配分する得点は、次のように設定する。

No	評価項目	配点	比重	必須項目数
1	必須項目 業務及びシステムに対する理解度	50	8.0%	2
2	必須項目 機能要件の理解度	85	13.6%	2
3	必須項目 非機能要件の理解度	105	16.8%	3
4	必須項目 システムの実現手法	190	30.4%	7
5	必須項目 プロジェクト管理能力	120	19.2%	6
6	必須項目 組織的対応力	50	8.0%	2
7	任意項目 その他	25	4.0%	-
	合計	625	100%	22

(2) 各評価項目の評価点

提案書の記述内容により、0点から5点までの6段階評価とする。

6段階評価の目安は、次のとおりとし、本市で想定している一般的な提案は3点とする。

【評価の目安】

非常に優れている	5点
優れている	4点
普通（本市で想定する一般的な提案）	3点
劣っている	2点
非常に劣っている	1点
記述がない、本市の要求に適合しない	0点

ア 必須項目 22 項目のうち、「記述がない、本市の要求に適合しない 0 点」の評価が 1 項目でもある場合は、提案書の内容及び入札価格にかかわらず技術点及び価格点を 0 点とする。

イ 必須項目 22 項目のうち、「劣っている 2 点」以下の評価項目が 5 項目以上ある場合は、本市の要求水準を満たすことが困難と判断し、提案書の内容及び入札価格にかかわらず技術点及び価格点を 0 点とする。

(3) 各評価項目の重み

重要度に応じて、「1」から「10」以内の重みを評価項目ごとに設定する。

(4) 評価項目点

評価項目ごとの評価点に各評価項目の重みを乗じて得た点を評価項目点とする。

(5) 技術点の算出

技術点は次により算出する。

評価委員会の各委員の合計点の平均を当該入札者の技術点に係る得点とする

3 価格点について

(1) 価格点の算出

価格点の算出は、次により算出する。

価格点 = 配点 (210 点) × 有効な最低入札価格 ÷ 当該入札者の入札価格
--

(2) 対象費用について

入札価格には、契約期間中（令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで）に本事業で発生する一切の費用を盛り込むものとする。